



事務所通信

発行：社会保険労務士ごと事務所

〒491-0079 愛知県一宮市九品町 3-26-3

TEL : 0586-64-9086 FAX : 0586-64-9087 e-mail :

info@mail.sr-goto.com

発行日：2014年2月3日



注目トピックス 平成 25 年の賃金引上げ等実施企業は、昨年より増加！

厚生労働省から、平成 25 年「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果が公表されました。これによりますと、平成 25 年中に、「基本給などの所定内賃金を引き上げた(又は引き上げる予定)の企業の割合」、「定期昇給を行った(又は行う予定)の企業の割合」などが、昨年よりも増加したとのこと。この調査のポイントを紹介します。

調査結果のポイント

1 賃金の改定

- ① 平成25年中に1人平均賃金(※)を引き上げた、または引き上げる予定の企業は79.8%(前年75.3%)で、昨年を上回りました。

平成25年の1人平均賃金(※)の改定額は4,375 円(前年 4,036 円)、改定率は1.5%(同 1.4%)で、いずれも昨年を上回りました。

(※)1人平均賃金……常用労働者の所定内賃金(時間外手当、休日手当等を除いた毎月支払われる賃金)の1人当たりの平均額をいう。

2 定期昇給等の実施

- ① 平成25年中に定期昇給を行った、または行う予定の企業は、管理職59.4%(前年56.7%)、一般職70.3%(同 64.7%)で、管理職、一般職ともに昨年を上回りました。

- ② 定期昇給制度がある企業のうち、平成25年中にベースアップを行った、又は行う予定の企業は、管理職11.5%(前年9.8%)、一般職13.9%(同 12.1%)で、管理職、一般職ともに昨年を上回りました。

3 賃金の改定事情

平成 25 年中に賃金の改定を実施し、または予定していて額も決定している企業について、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素をみますと、「企業の業績」とした企業が 58.6%(前年 52.0%)と最も多く、次いで、「親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向」5.0%(同 6.3%)、「労働力の確保・定着」3.9%(同 3.8%)となっています。

なお、「雇用の維持」とした企業は 2.5%(同 5.8%)で、昨年よりも半分以下の割合に減少しました。

★この調査の対象となったのは、常用労働者 100 人以上の企業です。

景気の回復は、大企業→中堅企業→中小企業という順番にしか行われなれないといえますので、まだ景気の良さを実感できていない企業も多いのが現状かと思えます。しかし、たとえば採用の場面などでは、「他社との比較」という視点も欠かせません。

御社の賃金水準が競合他社と比べて適切なものか、ベースアップや昇給を行うべきか、など不安や疑問がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

4月の消費増税に備えた経済対策(「好循環実現のための経済対策」)が閣議決定されました。概要を紹介します。

基本方針

- 消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減緩和のため、来年度前半に需要が発現する施策に重点化すること。
- 一時的な反動減の緩和のみならず、力強い成長軌道に早期に復帰できるよう、経済の成長力底上げに資するとともに、持続的な経済成長の実現に資するため、消費や設備投資の喚起など民間需要やイノベーションの誘発効果が高い施策に重点化し、未来への投資とすること。

本対策の施策と規模

| 施策 | 国費 | 事業規模 |
|-------------------------------------|-----------|-----------------|
| I. 競争力強化策 | 1.4兆円程度 | 13.1兆円程度 |
| II. 女性・若者・高齢者・障害者向け施策……下記参照 | 0.3兆円程度 | 0.4兆円程度 |
| III. 復興、防災、安全対策の加速 | 3.1兆円程度 | 4.5兆円程度 |
| IV. 低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和 | 0.6兆円程度 | 0.6兆円程度 |
| | 合計 | 18.6兆円程度 |

(注) このほか、地方交付税交付金の増1.2兆円、公共事業等の国庫債務負担行為0.3兆円、財政融資0.1兆円

IIの施策の主要部分の概要

- ・女性の力が社会の様々な分野で最大限発揮される「女性が輝く社会」の実現に向け、女性の雇用拡大や処遇改善の取組等の支援、民間人材ビジネスを活用した就業支援、育児等でキャリアアップがある求職者の雇用促進、育児休業中及び復職後の能力アップの取組支援、女性の登用の促進に取り組む。
- ・若者全てがその能力を存分に伸ばし、成長の原動力としての若者の活躍を促進するため、職業訓練機会の充実、民間人材ビジネスを活用した就業支援や正社員就職支援などの取組を強化する。
- ・消費税率の引上げに加え、平成26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、高齢基礎年金、障害基礎年金等の受給者について簡素な給付措置(臨時福祉給付金(仮称))に加算措置を講ずる。また、生涯現役社会の実現に向けた高齢者の就業支援等を推進する。
- ・70~74歳の医療費自己負担については、平成26年度から新たに70歳になる者から段階的に法定の負担割合(2割)とする方向で検討し、所要額を当初予算に計上する。これに併せ、高額療養費の見直しも平成27年1月実施の方向で検討する。また、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置についても、段階的な見直しを前提に検討に着手する。



経済効果は、実質GDP比概ね1%程度、雇用創出25万人程度と見込まれるとされています。また、経済の好循環を早期に実現する観点から、所得拡大促進税制の拡充・復興特別法人税の廃止(1年前倒し)も行う予定で、経団連や日本商工会議所などの経済界の評価も高いようです。

お仕事カレンダー

- 1/10 ●一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業:概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- 12月分の源泉所得税、住民税特別徴収税額の納付
- 1/20 ●源泉所得税の特例納付(7月~12月分)
- 1/31 ●12月分健康保険料・厚生年金保険料の支払
- 労働保険料の納付(延納第3期分)

- 1/31 ●労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の10月~12月の労災事故について報告)
- 税務署へ法定調書(源泉徴収票・報酬等支払調書・配当・剰余金の分配支払調書・法定調書合計表)の提出
- 市区町村への給与支払報告書の提出
- 11月決算法人の確定申告・5月決算法人の中間申告
- 2月・5月・8月決算法人の消費税の中間申告

◆あとかぎ◆ あけましておめでとうございます。本年も何とぞよろしく願いいたします。皆さまの事業経営がより一層発展するお手伝いができるようごとう事務所も励んで参ります。